

静岡県公安委員会規程第2号

銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく通知書等の様式に関する規程を次のように定める。

令和4年3月11日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく通知書等の様式に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）に基づく行政処分を静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が通知する場合等に用いる書面の様式を定めるものとする。

(許可しない旨の通知)

第2条 公安委員会は、法第4条の規定による許可をしないときは、当該許可の申請をした者に対し、不許可通知書（様式第1号）によりその旨を通知するものとする。

(認知機能検査結果の通知)

第3条 公安委員会は、法第4条の3第1項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の検査を実施したときは、その結果を、次の各号に掲げる検査の結果の区分に応じ、当該各号に定める様式により受検者に通知するものとする。

- (1) 49点未満 認知機能検査結果通知書（様式第2号）
- (2) 49点以上76点未満 認知機能検査結果通知書（様式第3号）
- (3) 76点以上 認知機能検査結果通知書（様式第4号）

(受診等の命令)

第4条 法第4条の3第2項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令は、受診等命令書（様式第5号）により行うものとする。

(技能講習の実施結果に関する通知)

第5条 公安委員会は、法第5条の5第1項の講習を受け、その課程を修了しなかった者に対し、技能講習実施結果に関する通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

(許可の更新をしない旨の通知)

第6条 公安委員会は、法第7条の3第2項の規定による許可の更新をしないときは、当該許可の更新の申請をした者に対し、不更新通知書（様式第7号）によりその旨を通知するものとする。

(代金明細書)

第7条 規則第41条（規則第108条及び第114条において準用する場合を含む。）の代金明細書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(指定しない旨の通知)

第8条 公安委員会は、法第9条の2第1項、第9条の3第1項、第9条の3の2第1項、第9条の4第1項又は第9条の9第1項の規定による指定をしないときは、当該指定の申請をした者に対し、不指定通知書（様式第9号）によりその旨を通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第9条 公安委員会は、法第9条の5第2項、第9条の10第2項、第9条の13第1項又は第9条の16第1項の規定による認定をしないときは、当該認定の申請をした者に対し、不認定通知書（様式第10号）によりその旨を通知するものとする。

（認定の取消し）

第10条 公安委員会は、法第9条の5第3項（法第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）又は第11条の3の規定による認定の取消しをするときは、当該取消しを受ける者に対し、認定取消通知書（様式第11号）によりその旨を通知するものとする。

（改善等の命令）

第11条 法第9条の7第3項（法第9条の11第2項、第10条の6第6項、第10条の8第2項及び第10条の8の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による命令は、改善等命令書（様式第12号）により行うものとする。

（指示）

第12条 法第10条の9の規定による指示は、指示書（様式第13号）により行うものとする。

（許可の取消し）

第13条 公安委員会は、法第11条第1項から第7項までの規定による許可の取消しをするときは、当該取消しを受ける者に対し、許可取消通知書（様式第14号）によりその旨を通知するものとする。

（報告徴収等）

第14条 法第12条の3の規定による報告の求めは、報告徴収書（様式第15号）により行うものとする。

2 法第12条の3の規定による命令は、受診命令書（様式第16号）により行うものとする。

附 則

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（表）

第 年 月 号
年 月 日

不 許 可 通 知 書

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項
第 号の規定による許可については、次の理由により行わないこととしたので通知
する。

理 由

(裏)

1 この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

にんちきのうけんさけつかつうちしよ
認知機能検査結果通知書

しめい
氏名
せいねんがつび
生年月日
けんさばしよ
検査場所

そうごうてん
総合点

てん
点

(A)

てん
点

(B)

てん
点

(C)

てん
点

きおくりよく はんだんりよく ひく
記憶力・判断力が低くなっています。

きおくりよく はんだんりよく ひく
記憶力・判断力が低くなっています。

きおくりよく はんだんりよく ていか りようぼ りようじゆう お わす
記憶力・判断力が低下すると、猟場に猟銃を置き忘れるなど
じゆうほうとうまた どうけんるい あんぜん とりあつか ししやう しやう けいこう
銃砲等又は刀剣類の安全な取扱いに支障が生じる傾向がみられま
すので、じゆうぶんちゆうい いし ごかぞく ごそうだん
十分注意するとともに、医師や御家族に御相談されること
をお勧めします。

こうあんいいんかい してい にんちしやう せんもんい しんだん う
公安委員会の指定する認知症の専門医による診断を受けていただ
く場合があります。

けつか にんちしやう はんめい じゆうほうとうまた
この結果、認知症であることが判明したときは、銃砲等又は
どうけんるい しよじきよかおよ こうしん
刀剣類の所持許可及び更新はできません。

※ そうごうてん つぎ はんてい
総合点によって次のように判定がなされています。

てんいじやう 76点以上	きおくりよく はんだんりよく しんばい 記憶力・判断力に心配ありません。
てんいじやう てんみまん 49点以上76点未満	きおくりよく はんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てんみまん 49点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。

年 月 日

静岡県公安委員会 印

(裏)

認知機能検査の採点方法や判定等について

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$

Aは、「年」「月」「日」「曜日」「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

総合点による判定

判定の基準となる点数(49点や76点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、認知症の診断を行うものではなく、記憶力・判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、49点以上であったとしても、必ずしも認知症ではないことを示すものではありませんので、記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力・判断力が低くなっていると判断された方は、公安委員会の指定する認知症の専門医の診断を受けていただく場合があります。

その結果、認知症と診断された場合は、銃砲等又は刀剣類の所持許可及び更新はできません。

様式第3号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

にんちきのうけんさけつかつうちしよ
認知機能検査結果通知書

しめい
氏名
せいねんがつび
生年月日
けんさばしよ
検査場所

そうごうてん
総合点

てん
点

(A 点)
(B 点)
(C 点)

きおくりよく はんだんりよく
記憶力・判断力が少し低くなっています。

きおくりよく はんだんりよく すこ ひく
記憶力・判断力が少し低くなっています。

きおくりよく はんだんりよく ていか りようぼ りようじゆう お わす
記憶力・判断力が低下すると、猟場に猟銃を置き忘れるなど
じゆうほうとうまた とうけんるい あんぜん とりあつか ししやう しやう けいこう
銃砲等又は刀剣類の安全な取扱いに支障が生じる傾向がみられま
すので、じゆうぶんちゆうい ふあん
十分注意するとともに、不安がありましたら、医師や御
かぞく ごそうだん すす
家族に御相談されることをお勧めします。

ゆだん てきど きんちやう しんちやう わす
これからも油断することなく、適度な緊張と慎重さを忘れないよ
うにしましょう。

※ そうごうてん つぎ はんてい
総合点によって次のように判定がなされています。

てんいじやう 76点以上	きおくりよく はんだんりよく しんばい 記憶力・判断力に心配ありません。
てんいじやう てんみまん 49点以上76点未満	きおくりよく はんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てんみまん 49点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。

年 月 日

静岡県公安委員会 印

(裏)

認知機能検査の採点方法や判定等について

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$$

Aは、「年」「月」「日」「曜日」「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

総合点による判定

判定の基準となる点数(49点や76点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、認知症の診断を行うものではなく、記憶力・判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、49点以上であったとしても、必ずしも認知症ではないことを示すものではありませんので、記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力・判断力が低くなっていると判断された方は、公安委員会の指定する認知症の専門医の診断を受けていただく場合があります。

その結果、認知症と診断された場合は、銃砲等又は刀剣類の所持許可及び更新はできません。

様式第4号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

にんちきのうけんさけつかつうちしよ
認知機能検査結果通知書

しめい
氏名
せいねんがつび
生年月日
けんさばしよ
検査場所

そうごうてん
総合点

てん
点

(A

てん
点)

(B

てん
点)

(C

てん
点)

きおくりよく はんだんりよく しんぱい
記憶力・判断力に心配ありません。

きおくりよく はんだんりよく しんぱい あんぜん じゅうほうとうまた
記憶力・判断力に心配ありませんが、これからも安全な銃砲等又
とうけんるい とりあつかい ころが こじんさ
は刀剣類の取扱いに心掛けてください。また、個人差はあります
かれい しんたい きのう へんか じぶんじしん しんたい
が、加齢により身体の機能が変化することから、自分自身の身体の
きのう じょうたい つね じかく おう じゅうほうとうまた とうけんるい
機能の状態を常に自覚して、それに応じた銃砲等又は刀剣類の
とりあつかい たいせつ
取扱いをすることが大切です。

ゆだん てきど きんちよう しんちよう わす
これからも油断することなく、適度な緊張と慎重さを忘れないよ
うにしましょう。

※ そうごうてん つぎ はんてい
総合点によって次のように判定がなされています。

てんいじよう 76点以上	きおくりよく はんだんりよく しんぱい 記憶力・判断力に心配ありません。
てんいじよう てんみまん 49点以上76点未満	きおくりよく はんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てんみまん 49点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。

年 月 日

静岡県公安委員会 印

(裏)

認知機能検査の採点方法や判定等について

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$$

Aは、「年」「月」「日」「曜日」「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

総合点による判定

判定の基準となる点数(49点や76点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、認知症の診断を行うものではなく、記憶力・判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、49点以上であったとしても、必ずしも認知症ではないことを示すものではありませんので、記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力・判断力が低くなっていると判断された方は、公安委員会の指定する認知症の専門医の診断を受けていただく場合があります。

その結果、認知症と診断された場合は、銃砲等又は刀剣類の所持許可及び更新はできません。

様式第5号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（表）

第 年 月 日
号

受 診 等 命 令 書

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法 第 4 条 の 3 第 2 項 の
第 7 条 の 3 第 3 項 において準用する第 4 条 の 3 第 2 項 の
規定により、次のとおり指定する医師の診断を受けるべきこと及び当該医師の診断書を
提出すべきことを命ずる。

受診を命ずる理由	
受診する指定医 の氏名、勤務する 病院名及び病院の 所 在 地	
報 告 の 期 限	年 月 日 午 時 まで
備 考	

（注） 不要の文字は、横線で消すこと。

(裏)

1 この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

技能講習実施結果に関する通知書

あなたが 年 月 日に 射撃場で受講した銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の講習については、修了の基準を満たさなかった
ので通知する。

様式第7号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（表）

第 年 月 号
年 月 日

不 更 新 通 知 書

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項の規定による許可の更新については、次の理由により行わないこととしたので通知する。

理 由

(裏)

1 この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

代 金 明 細 書

殿

金 _____ 円

ただし、

交 付 金 額 内 訳

売 却 代 金	円
売却に要した経費	円
保管に要した経費	円
その他の経費	円
差 引 交 付 金	円

年 月 日

静岡県公安委員会 印

様式第9号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（表）

第 年 月 日
年 月 日

不 指 定 通 知 書

殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった銃砲刀剣類所持等取締法

第9条の
第9条の
第9条の
第9条の
第9条の

2 第 1 項 指 定 射 撃 場
3 第 1 項 猟 銃 等 射 撃 指 導 員
3 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る ク ロ ス ボ ウ 射 撃 指 導 員 の 指 定 に つ い て は 、 次 の
4 第 1 項 教 習 射 撃 場
9 第 1 項 練 習 射 撃 場

理由により行わないこととしたので通知する。

理 由

（注） 不要の文字は、横線で消すこと。

(裏)

1 この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A 4縦型）
（表）

第 年 月 号
年 月 日

不 認 定 通 知 書

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった銃砲刀剣類所持等取締法

第9条の
第9条の
第9条の
第9条の

5第2項 射撃教習を受ける資格
10第2項 の規定による 射撃練習を行う資格
13第1項 年少射撃資格 の認定については、次の理由
16第1項 クロスボウ射撃資格
により行わないこととしたので通知する。

理 由

（注） 不要の文字は、横線で消すこと。

(裏)

1 この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A 4縦型）
（表）

第 年 月 号
年 月 日

認 定 取 消 通 知 書

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法
第 9 条 の 5 第 3 項
第9条の10第3項において準用する第9条の5第3項
第9条の16第2項において準用する第9条の5第3項
第 11 条 の 3 第 項 第 号

の規定により、下記の認定を取り消したので通知する。

記

1 番号

2 取消しの理由

（注） 不要の文字は、横線で消すこと。

(裏)

1 この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（表）

第 年 月 日 号

改 善 等 命 令 書

殿

静岡県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法
第9条の11第2項において準用する第9条の7第3項
第10条の6第6項において準用する第9条の7第3項
第10条の8第2項において準用する第9条の7第3項
第10条の8の2第2項において準用する第9条の7第3項
の規定により、次のとおり 保管の設備又は方法の改善 危害予防上必要な措置を執るべきこと を命ずる。

命令理由	
命令事項	
履行期限	年 月 日まで

(注) 不要の文字は、横線で消すこと。

(裏)

1 この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（表）

第 年 月 日
号

指 示 書

殿

静岡県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9第 項の規定により、次のとおり指示する。

指 示 理 由	
指 示 事 項	
履 行 期 限	年 月 日まで

(裏)

1 この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号 (第13条関係) (用紙 日本産業規格A 4縦型)
(表)

第 年 月 号
年 月 日

許 可 取 消 通 知 書

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第11条第 の規定により、下記の許可を取り消した
ので通知する。

記

1 許可事項

2 取消しの理由

(裏)

1 この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号 (第14条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)
(表)

第 年 月 日
号 日

報 告 徴 収 書

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により、次のとおり報告を求める。

報告を求める理由	
報告を求める事項	
報告の期限	年 月 日 午 時まで
備 考	

(裏)

1 この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第16号 (第14条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)
(表)

第 年 月 日
号

受 診 命 令 書

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により、次のとおり指定する医師の診断を受けるべきことを命ずる。

受診を命ずる理由	
受診する指定医の氏名、勤務する病院名及び病院の所在地	
受診の期限	年 月 日 午 時まで
備 考	

(裏)

1 この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。